

令和6年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年9月11日（水曜日）

議事日程第2号

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 石上義久	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子
--------------	------------------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。議席番号11番山本です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードを利用した「マイナ保険証」への移行に伴い、現行の保険証が12月に原則廃止され、政府が進めるデジタル化の一環で利便性向上などが期待されているものの、情報漏洩の不安などから反対する声が多い状況です。今使用の健康保険証は12月2日から新規発行が停止され、原則廃止することとなっています。

私は、マイナンバーカードに、運転免許証、給付金や確定申告、年金手続きなどができるほか、病院ごとに違う診察券を何枚も持たず一枚のカードで済む利便性をよいと考えますが、反対や懸念する人の理由は、情報漏洩を心配し、個人情報漏洩した場合、リスクが大きくなる。信頼のおけるシステムが構築されるまで、現行の紙の保険証も残すべきだと。マイナ保険証の切り替えだけでなく政府の進め方への批判であって、カード取得は任意だと言いながら健康保険証は廃止することに、強制的方向へ進んでいること、強引に押しきろうとしている点に憤りがあると言われています。

こうした状況にあって、我が町の最新のマイナンバーカードの交付率はどの程度なのか。

マイナンバーカードは安全なのか。また、安全であるとすれば、町民の不安を払拭し、その安全性について正しく理解してもらうことがマイナンバーカードの更なる普及に繋がると考えますが、安全性の周知をどのように行っているのか。例えば、マイナンバーカードを活用すれば、コンビニストアでの証明書の取得やオンラインによる確定申告、スマートフォンなどによるコロナワクチン接種証明書の取得、また健康保険証としても使えて便利になっていますが、そのスマホを使っただけの自分の情報の確認の仕方、使い方

が分からないために、便利になる実感を感じられないのが正直なところではないでしょうか。

そこで、既に7割の町民が交付されている状況を鑑みると、これらの活用に加え、マイナンバーカードを活用できる機会を、より一層増やしていく必要があると考えます。町では現在、町民の方がマイナンバーカードを活用して行える役場での手続きや施策などにどのようなものがあるのか。

また、今後の取り組み状況について、どう行っていくのか。

また、マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となることから、町が取り組みを加速させるためには、マイナンバーカードのより一層の普及が大きな鍵となります。安全性について正しい情報を発信して町民の不安を払拭するとともに、町民にとってメリットを感じられるサービスを提供していく必要があります。いずれにしても、将来にわたって普及させ、町も住民も利便を得るため、企業や団体等に職員が出張し、カードの出張申請を行う考えはないのか問うものです。

次に、身元保証や死後事務について。

高齢化が進む、夫婦世帯から一人暮らしの高齢化世帯が多くなるということを止めようもない流れとなっています。一人暮らしの場合、家族がいる方に比べて社会的にも孤立しやすくなることから、認知症の進行や消費者トラブル、孤独死などの問題にも繋がります。高齢になると認知症や病気の影響により判断力が低下したり、コミュニケーションがうまくとれなくなることが増えていくために、権利擁護の取り組みを早急に取り組むべき課題であると考えます。

成年後見人制度の利用促進と併せ、一人暮らしなどの身近に頼る人がいない高齢者の入院時や施設入所時における「身元保証」と、亡くなった後の葬儀や家財の処分、行政への届け出などの「死後事務」は、どのような流れになっているのか。

施設においては、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避や、本人の能力が衰えた場合における身上保護、身の上保護、財産管理の責任、亡くなった場合の死後事務などを考慮して、入院・入所の際に保証人を求める例があるようですが、保証人をつけることのできない一人暮らしなどの身近に頼る人がいない高齢者にとっては、適切なサービス利用に支障があるなどの問題があると聞いております。

そのような状況の中で、高齢者を対象とする身元保証や日常生活の支援、死後事務などを行う民間事業者もありますが、中には消費者トラブルに発展するなど問題のある事

業者もあることから、個人が適正な事業者を見極めるのは難しく、また、成年後見制度の利用者においても、後見人は保証人となれないとされていることから、成年後見制度だけでなく、身元保証や見守り、死後事務などの支援体制が必要と考えます。町としてもこうした事業の実施とセットにして身元保証や死後事務のサービスを実施できれば、利用者にとって本当の意味での切れ目のない支援に繋がると考えますが、町としてどのように考えているのでしょうか。

また、身寄りがない方などが亡くなった場合の火葬に関する問題ですが、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて町の負担で火葬を行うと認識しておりますが、死体の火葬を行うものが不在の場合の処置について、町ではどのようなルールや手続きを定めているのか。

さらに、墓地、埋葬等に関する法律に基づく場合、火葬に至るまでの手続きや火葬などに係る費用、その後の納骨など全ての手続きが完了するまでの課題や必要な手続きについて、課題などあるのか。

以上2点質問をいたします。よろしくご答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「マイナンバーカードの普及、活用について」であります。

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平かつ公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤であり、これらの機能を十分発揮させるためには、マイナンバーカードの普及が不可欠であると認識しております。

これまで町では、「休日受付窓口」の設置や広報等での周知を行うなど、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりましたが、今年8月末時点における保有枚数は4,599件、人口に対する保有枚数率は73%と、全県的に見ると23位の下位に位置しており、更なる保有率の向上が求められているところであります。

現在のマイナンバーカードの利活用につきましては、身分証明書や健康保険証としての利用、コンビニでの戸籍等証明書の取得、転出・転入の際の手続きなどがありますが、今後、拡張可能なものとして、窓口支援サービスや図書の貸出し、選挙の投票入場受付などがあります。

町といたしましては、「休日受付窓口」の開設を継続するとともに、取得を希望する

町民からの依頼による「出張受付窓口」の実施に取り組み、保有率の向上に努めてまいります。

一方、マイナンバーカードの普及促進には、個人情報保護や個人情報管理への不安の払拭も大切であると考えております。

マイナンバー制度は、国があらゆる情報を一元管理する仕組みではなく、各機関で「分散管理」しているため、情報が芋づる式に漏れることはありません。

また、マイナンバーカード自体にもプライバシー性の高い情報は記録されていないため、他人にマイナンバーを知られても個人情報を調べることはできないなど、高いセキュリティが確保されております。

しかし、このような安全性についても十分には理解されていないという調査結果があることから、今後も、マイナンバーカードの活用が増える機会などのタイミングに合わせ、カードの利点とともに、安全性についても正確な情報を周知してまいります。

次に、「身元保証や死後事務について」であります。

ご承知のとおり、八峰町における65歳以上の割合は、52.4%と県内3番目に高くなっており、これに伴い高齢独居や高齢者夫婦だけの世帯が増え、様々なリスクが危惧されているものと認識しております。

こうした中、町では「墓地、埋葬等に関する法律」や「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、身元保証人がいない場合の死後事務を適切に行ってきております。

議員ご指摘の「本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避」については、包括支援センターやケアマネージャーなどが入所前に資産や収入状況の調査を行った上で施設への入所が認められているほか、収入がないなどの場合には、税金等の免除や生活保護などの公的扶助の対象となっており、リスクの回避に繋がっております。

また、身寄りのない方や身元保証人もいないという方は稀ではありますが、有料の身元保証サービスを紹介する場合があります。

さらに、民生児童委員や社会福祉協議会と連携し、高齢者世帯の見回りや、「ひとり暮らし高齢者等見守り事業」、「日常生活自立支援事業」などを行い、家族を含めた情報を提供するなど、適切な対応に努めてきております。

一方、町成年後見支援センターでは、成年後見制度の周知や相談活動だけでなく、終活に係る研修会を重ねており、徐々にその認知度が高まってきているものと考えております。

今後は、身寄りのない方の施設入所や死後事務がさらに増えていくものと考えますので、町では、関連するマニュアルづくりの検討を進めるとともに、葬儀後の遺骨の取り扱いや家財処理等について、関係法令の整理を国に対し働きかけてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今朝のテレビで見て、まだ総理大臣の問題で8人も出てるわけですが、その中でマイナンバーに慎重に取り組むという現状の官房長官の発言があったり、一方ではデジタル大臣の河野さんが「進める」というふうな話、未だに国の方でもぐじゃぐじゃしているような状況になってますけどもね、まあデジタル化っていうのはやっぱり国でやると決めた以上、これ進めていかざるを得ないわけですよね。それに向かってみんないろんなシステムを入れておるわけですし、今さらそれを何だと撤回するような話っていうのが、非常に不満な中でですね、じゃあ我々町民はどうしたらいいのかということになるわけですが、何ていうか、今、質問の中でも言いましたが、そのデジタルカード、マイナンバーカードから得られる情報っていうのは、生年月日、住所、誕生日、男か女か、これしかないのにもかかわらず、落としたら非常に個人情報が流れると。また見た人は、拾った人はその程度は情報得れるかもしれませんが、それが複数の人間に広がっていくっていう危険性はほとんどないのではないかなと。ましてそれを、他人名義の顔写真付きのカードを拾ったところで、超知識のある、パソコンでも偽造できるような人でないとですね、そういうふうなことはできないような状況の中で、それ心配するというふうに扇動する人が国民の中にいると。それが結局は普及に繋がらないっていうふうな状況なってると思うわけですよ。未だ我々暮らしてきて一番困ってるのは、いろんな制度の中に番号があるわけですね。年金番号とか健康保険の番号とか、まあいろんな番号。これ全部違ってるのを、なるたけいずれは一つにして一枚のカードで済ませようというのが、これマイナンバーカードの私は究極な目的だろうと思うわけですが、そうすることによっていろんな障害が緩和されるなというわけだと思っております。

で、そういうふうなことの将来的なことを考えればですね、私はまず、こんな小さい田舎であるからこそ、人数が少ない、対象者もうあと、70%超えるって言ってますが、あとの3割の人間に対してね、3割だとすると1,800人か1,000人ぐらい、もしかしたら入所者もいるわけですから1,000人もいない人数、その方々に対してですね、その不

安というふうな払拭を私はやっぱりなくして、是非持ってもらいたいと、こんだけ便利だよっていうふうなことをやっぱり説明する必要があるんでないか、納得してもらう必要がある。で、もしなかなか役場に来る都合がないんだとしたら、まあ近くの自治会に集めて、これ作ってやるがらというふうな出張制度をして作ってやると、そういうふうなことも私は必要なのではないかなというふうに思うわけです。

まあそういうことで今回マイナンバーカードについて質問したわけですが、その辺についての町の考え方、答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えします。

先ほど1回目の答弁で答えたところの繰り返しになるところもあろうかと思えますけども、いずれこのマイナンバーカードというのは、議員と私も同じ考えでございまして、これからやはりデジタル化が進んでいくという上では、やはり非常に必要なものだろうというふうに思っております、私自身も。そういった上で、やはり町民の方が七十数%ということで、まあ比較的私は高いかなと思えますけども、全県的に見ますとまだまだ下位の方にあるということで、やはり町としてもですね今後のことを考えると、もうちょっとですね取得率を上げていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

そういった上で、やはり先ほど答弁でも申し上げましたけども、その必要性をもっともっと周知していくということに加えて、安全性についてもしっかりと周知していく必要があるのかなというふうに思っております。加えてですね、ここで役場の中で来るのを待てるのではなくて、やはり出張して、例えば施設のところに行くとかですね、ちょっと個人の家まで行くというのはなかなか難しい課題はあろうかと思えますけど、そういったところですね幅広く検討しながら、もう少し取得率の向上に努めていかなければならないというふうに私も考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしてもですね、情報漏洩を言うんですよね。その情報漏洩っていうのは、今、多分、私が思うには高齢者の方々がまず多いんですよね、多分、持ってないっていうのは。それは便利性が分からないということと、使い方が分からない。まあやり方も分からない。そういうふうなことがまず1点。あともう一つの方はですね、その制度そのものに反対して、そのものを取得しないというふうな人。この人に

については、まあその人の考えですからどうしようもないんでしょうけれども、分からない人については、やはり積極的に説明して、このほう便利ですよってというのは、やっぱり高齢者の方ってというのは病院なんか三つも四つも掛け持ちだすよね。それが一枚で済むんだとすれば、これほど便利なものはないはずなんですよ。だからそういうふうな便利性を十分説明してやれば、私は情報漏洩ったって個人情報でそのカードから得られるものは、そのさっき言った4点。もし、それ以外にもし出るとすれば医療費の薬、何の種類飲んでるかどう、その程度、病院にかかっている病院の名前、この程度しか出てこないはずなんです。それ以外に手続きすれば年収とかそういうやつも出るようになったり、年金も出るようになったりしますけども、そんだけの知識はないはずなので、とりあえずは健康保険証の代わりにそういうようなものが出れば、私は高齢者だって楽になるはずだし、まあ施設入所している人だってですね、施設の職員が病院ごとに診察券を変える必要ないわけで、そういうふうな便利性だってあるわけですから、やっぱりその辺は十分説明しよう。それはやはり施設から来てもらう、個々が役場に来てもらうんでなくて、やっぱり町が積極的に行って作ってくださいと、こういう、便利ですよというふうなことをやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれですね、12月2日にはですね新たな保険証の交付が今後なくなるというような話もありますし、その時期に合わせて新たにマイナンバーカードを作りたいという方が増えてくるんだろうというふうに思っております。そういったタイミングをですね見ながら、先ほども申し上げましたとおりですね、そのセキュリティだったり、安心してくださいというようなところをですね、しっかりと周知して取得率の向上に努めてまいりたいというふうに思いますし、そしてまた、先ほど言いましたけども、なかなか個人からの要望となると少しちょっと課題はあるかなというところありますので、そういったところちょっと役場の中でもですね、しっかりとみなからですね、少しでも取得率が高くなるように取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

そしてまたですね、このデジタル庁で、このマイナンバーのいいところ、悪いところっていうか、セキュリティが万全ですよというところもしっかりとパンフレットで作ってますので、こういったところもですね、作る方にはしっかりと周知してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いろんなパンフレットの中に、そういうメリット・デメリットは書いてありますけども、書いても多分理解できていません。ですからやはり面通しで言葉で説明しないとですね、やっぱり分からないわけですから、その辺は是非お願いしたいなというふうに思っております。

ということで、1問目の質問は終わります。

次に、2問目ですが、高齢化で八峰町、52%を超えたということでもありますけども、身近に隣近所ほとんど高齢、若しくは空き家だらけというふうな状況になって、高齢の中の80歳の夫婦が片方が亡くなるとですね一人暮らしなるんですね。で、一人暮らしになって、まあ最近見ないなと思えば、施設に入ってるか、若しくは亡くなってしまってるというふうな状況だわけです。そうした時に、最近、自分も二人暮らしになってからよく考えるようになったんですが、どちらかがいなくなると、その後始末誰がやって、どこに連絡すればいいのかっていうのがなかなかこう思いつかなくなってきてます。で、まあ地元、昔、親父等が元気なうちはですね、親子の、あそこのあそことは連絡しなければならなくて、まあ席の順番まで頭に想定してあったわけですが、最近はどうも地元の親子の行き来もないような状況で、いざ自分が片方になって死んだ場合、じゃあどこに面倒見てもらって葬儀をしてもらったらいいのかなということを考えるようになったんです。ですから、まあこれは私だけではなくてですね、やっぱり高齢になるとみんなそういうふうなことを思うんじゃないかなと。けども、そういうふうに思っているながらも、それを誰かに話す相手がいらないわけですよね。だとすると、頼る人が誰も分かんなくなってしまう。そうであると誰がそれを看取って、その後始末をやってくれるのかっていうと、まあ最終的には町がやらざるを得なくなってしまう。じゃあ、いざ町の職員がそれをやるっていうことになっても、親戚とかこういう、何ていう、血の繋がるところを探して、それを連絡して、どうします、遺骨の引き取りまでいくと思えますけども、それ以外にも土地の所有の問題や財産処分の問題やら、そういうようなこともあるわけですね。ですから、そういうふうなことをどこの誰と連絡したらいいのかというふうなこと、まあいろんなこと、連絡先、入ってる保険やら、いろんな手続き関係、それらをやはり記録して、町でもそれを把握しておく必要が私はこれからは必要なんではないかと。それさえある程度つかんでおくと、その高齢なって一人暮らしで亡くなった後の処置が町として楽になるし、スムーズにやれるんじゃないかということで、私は

事務局、あれどこだっけか、他の市ではですね、エンディングノートみたいなもので連絡先とかそういうふうな手続きの先を記録して出す制度をしてるわけですよ。終活登録ってことですけども、そういうふうなことを町でもやっぱりやってみる考えはないのかなと。私は非常に有効な手段ではないかなと。それによって少しは安心できるかなというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今、これ初めて私見しましたが、ほかの市町村においてもこういったものがあるんだと今初めて見ましたので、いずれちょっとこれを町として導入するかどうかはもう少し検討する必要があるかなと思っております。

一方ですね、この八峰町というか、ちょっとこちらの都市部とはまた違うんですけども、八峰町の良さっていうのはですね、隣近所のコミュニティの強さであったり、あるいは親戚関係のですね、まあいろんな人がこう分かっているところが比較的強い地域だなと思ってまして、そこはひとつやはりメリットになるんじゃないかなと思っています。例えば、独居老人の方がですね、お亡くなりになっても、例えば隣近所との付き合いの方がですね長かったりして、親戚が気づかなかったけども隣の人が気づいてくれたとか、そういった、何ていうんですかね、コミュニティの強さが私がほかの地域よりも強い地域だというふうに思っておりますので、今すぐこの終活ノートを町として導入するというよりは、もう少しですね、その町のメリットなんかを強化しつつ、状況を見ていくことも大事なかなというふうに思っておりますので、今この場ですぐ導入ではなくてですね、もう少しほかの市町村、あるいは町の状況というところをしっかりと見極めた上で検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） さっきも言いましたが、やはり地元、まあ親戚関係あるっちゃああるけどもですね、やはりなかなか、まあ10年、20年前ほど親戚付き合いっていうのはなかなか厳しいんですよ。行ったり来たりしてねえんですね。だから、せいぜい地元の友人、知人との付き合いの方がより深い。でも、世話したいけども現実にはやはり他人なわけですね、なかなかこう、いろいろな財産の処理の相談も何にもなかなかやはり他人が入っていくっていうのは厳しいというふうなことがあるわけですね。ですから、まあ本当に自分の立場になった場合に、本当に誰に相談したらいいの

かっていうことを書いてさえおけば、町にとっても、じゃあこの人書いてあるからこの人に相談して決めるとかって、そういうふうなことがスムーズにいくというふうに私は考えてるんですよ。今すぐ明日からやれというわけではないのであれですが、そういうふうなことをやはり進めていった方がいいんじゃないかなと。まあそれは本人が今のうちに、まあ今、認知症の問題も出てますから、今のまだ頭がはっきりしてるうちにそれをちゃんと書いておくと、後々皆さん残された人も町の方も助かるというふうに思うわけですよ。その辺について一つお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） なかなかですね、先ほどのマイナンバーの話じゃないですけど、ここまでちょっと踏み込んでしまうとですね、法律的な条件としてはどうなのかなとか、例えば個人の建物ですね管理っていうところが、何ていうんですかね、まあ町が踏み入っていいものかどうかっていうところがちょっとグレーなところがあるのかなというふうに思っております。で、先ほど答弁でも申し上げましたけども、現在、町ではですね、その今ある法律に従って死後事務等行っているところなんですけれども、やはりもう一步踏み込んだっていうことになると、やはり法律の改正等がやはり必要なのかなというところもありますので、もう少しですね、町としてもそういった働きかけをですね国に対して行っていくことが先かなというふうに思っております。

一方でですね、先ほど答弁でも述べましたけども、高齢化率が相当高くなってきているところでございますので、今後こうした死後事務なんかをですね、やっていくっていうところが数多く出てくるかと思っておりますので、そういった制度、あるいはほかの市町村の状況、こういったところをしっかりと見極めた上で次の取り組みを検討してまいりたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後に一つ確認というか、私自身も分かってないものがあってですね、本当に親戚とか知り合いも頼る人がいない人が、まあ旅人の問題でも同じですが、そういうような人が亡くなった場合の処置、その遺骨はどうなるのかなと。町で保管してるのか、それとも無縁仏に納めるのか。その無縁仏だったって、寺によってまず分かれてるわけですが、その辺はどっかで決まってるのかどうか、ちょっと確認したい。お願いです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 山本議員の質問にお答えします。

そういったケースは極めて稀で、なかなかないような話なんですけれども、遺骨の引取先がない、あるいはご家族の方がいらしてもそれを拒否されるといった場合には、八森地区、峰浜地区にお寺さんありますので、そういった無縁仏さんの引き取りをお願いするというような手続きになっております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。10時45分より再開いたします。

午前10時40分 休 憩

.....
午前10時45分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問3点について、町長の考え、教育長の考えを伺います。

まずはじめに、町営住宅のシックハウス対策は十分かについて伺います。

町営住宅は、住宅に困窮している低所得者にとっては、入居できるまでいろいろな事情を抱えて、やっと安住の地を得た喜びで生活の一步を踏み出す活力になります。しかし、迎え入れてくれた住宅は、必ずしも心地の良いものにはなっていないという例があります。玄関は、くもの巣が多くて大変汚かった。住居を何度も拭き掃除してもカビが次から次と生えて、湿気がひどくて布団2枚、カビで捨てるしかない。一緒に住んでいる息子はアレルギーを起こし、正にシックハウス症候群の症状で鼻血が止まらない。目の充血、体中の湿疹で、とうとう救急搬送されて、しばらく入院になりました。入って間もないので、もうお金は使い果たしています。これからどこに行くにも大変ということで、私は担当課に相談しました。担当課はすぐ来てくれましたけれども、事情を説明して業者に入って調べてもらった結果、換気扇が3か所とも作動しておらず、開閉ができない状況になっていたということです。

国土交通省住宅局は、「シックハウス対策について知っておこう」というチラシを作っています。シックハウス対策のための規制導入、改正改築基準法が平成15年に施行されました。

そこで伺います。

気密構造になっている公営住宅は、換気機能がうまく作動しているかどうか検査する義務があるのではないかとことです。同じ団地の長屋の住宅に入居した人は、入った時、既に換気が回っていたのでカビが生えていなかったが、換気のフィルターがたばこやヤニに覆われて、何度洗濯しても取れない。また、隣の住民も、フィルターが汚れていて洗っても落ちないので、もうエラー状態で赤ランプがずっと点いているということです。また、天窓からの雨漏りもあり、何度言っても、職員に言っても聞いてくれない。もう諦めているという声もあります。職員だけで手が回らなかったら、民間とタイアップして定期的に行うことを考えないでしょうか。

町営住宅は安全・安心、美化を考慮して、便利で快適でなければなりません。町の顔として外見も内容も評価されます。以上の観点から、町長の考えを伺います。

2つ目は、学校給食の無償化と放課後児童クラブの昼食対策について、教育長の考えを伺います。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。八峰町の給食はおいしいと、先生方の間でも評判になっているようです。漁が盛んな頃は、ハタハタやキミヨのフライ、魚のつみれ汁など、栄養士の先生が献立にいろいろ工夫して大変喜ばれていました。薄味の習慣は、コンビニや出来合いの食品が多く出回っている中で、味覚を自覚させる食育の指導も学校給食で培っていくという大切な教育です。地元の食材の利用、自給率も高まっています。

このような学校給食を教育の一環として捉え、子育て支援の観点から無償化が広がっています。

政府は、小・中学校で学校給食無償化を実現している自治体が547に広がっている調査結果を発表しています。秋田県では湯沢市、男鹿市はじめ、三種町含む4町3村が行っています。国は、こども家庭庁で、こどもまんなか応援の政策を打ち出しています。学校給食の無償化も今後検討されるのではないのでしょうか。

当町では、あと半額700万円あまりの公的支援を行えば、これが実現できます。学校

給食無償化の考えはないか伺います。

学童保育は、働く保護者に日曜日、祭日以外の長期休みに安心して仕事を終えるまで、児童は施設職員に見守られ、安心できる居場所の施設として働く子育て世帯を応援しています。長期休みに入ると、出勤の前の弁当づくりが大変という声を聞きます。これに応えるために、保護者と学校とも、若しくはボランティアと一緒に簡易的な昼食を与えることを考えてみてはいかがでしょうか。週2回か3回提供できるようにするには、ランチルームでは困難があります。現在、利用料は児童1人2,000円で、兄弟は半額になっていますが、おやつ利用料は入っていません。三種町は、おやつなしで500円になっています。そこを考えると、当町は高いと思います。働く保護者に少しでも応援できるように、学校側と保護者、できればボランティア協力などを得てやれば可能ではないでしょうか。考えを伺います。

最後に、持続可能な中山間地の農業について伺います。

八森地区は背景に山間の地形で、白神山地の麓は中山間地農業が広がっています。耕作面積は多くはありませんが、棚田よりも緩やかな斜面に田んぼが広がっています。真瀬川を水源として、用水路が網の目のように末端の田んぼまで行き渡っています。中には沢の水を利用している人もいます。したがって、米はとってもおいしいと自負しています。

しかし、山間であることから、猿被害や真瀬川の氾濫が起きると田んぼの耕作に被害が発生します。7月の豪雨は、農家を悩ませました。沢の水を当てに田植えを始めたものの、高温で水が入らず、地割れ、その後の大量の雨、猛烈な草で自然の厳しさを田んぼにも農家の人たちにも大変なダメージを与えました。いつもと違う米の成長で、諦めとため息が出ています。「このあたりの田んぼだっけ、あど五、六年もすれば誰もやる人いねぐなるで」という高齢者が肩を落として話しています。来年の田植えが正常にできないと、ますます農家離れが進みます。復旧の目処について、どうなっているのでしょうか。

今、米不足が続いています。政府の農業政策は、減反を進め、海外からの米を輸入し、自給率が38%に下がっています。気候変動、災害、海外からの食料が途絶えると、有事の際は食料調達が困難になるので、芋を作れ、ゴルフ場に芋までと言われています。このような政策に農家は振り回されています。米づくりの農家の時給は1時間10円とも言われています。必死にご先祖の田んぼを続けて守ってきても、もうこれ以上続けら

れないというところまで来ています。中山間地農業が放棄されたら、大雨の被害が起きます。五、六年は、すぐ先です。木の生えた荒廃地になる前の対策は考えているでしょうか。直近の共産党、紙智子水産委員会での農業政策のやりとりで、農水大臣の答弁では、今の耕作面積の3倍は必要だと話しています。周辺の田んぼや畑、耕作放棄地、今後の食料問題が、これらのことから不安を覚えます。

耕作できるところは機械を導入し、支援をして畑を耕作できるように援助することで、高齢者が散歩がわりに畑づくりを楽しむと同時に、畑づくり、米づくりを次世代に伝授していかなければならない、こういうことが明らかになっています。ところが今、この伝授がもうできない状態になっています。低山を歩く、低い山を歩くことが認知予防になり、今後はこれらの取り組みをしていかなければならないという専門家の話もあります。高齢化がますます進み、それに見合った対策を考えるなら、これらの荒廃地をなくして野菜を作る。例えば旧観海保育園は八森こども園の岩館寄りの小高い山、源助山がありますが、遠足に出かけるような景観で、一面の畑が広がっていました。野菜づくりに適した土壌でありながら、林になっています。全国の荒廃地を見直すために、国も動き始めました。これらの使用するための補助、荒廃地発生防止・解消等という、こういう活用を生かして、生き生きとした農業用地によみがえるような対策を考えないでしょうか。地元の人たちが耕作意欲ができるように、なるべく多くの地域協力隊を配備して、高齢者と一緒になって不備なところをカバーしていく、こういうことも施策の一つではないでしょうか。

以上のことから、町長の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町営住宅のシックハウス対策」についてであります。

シックハウス症候群は、住居に由来する様々な健康障害の総称で、ダニやハウスダスト、カビ等住居の空気汚染により発症し、頭痛やめまい、吐き気など、その症状は多様であると認識しております。

こうした中、町が管理する町営住宅では、新たな入居者に対し、担当者が立ち会い、給湯器やIH等日常生活に必要な一般的な注意事項を伝えているほか、シックハウス対策のための住宅の換気についても実施していただくよう説明しております。

また、退居時には、外観や建物内の状態を確認・検査し、設備等に不具合があった場合には、適宜、修繕等を行っております。

さらに、入居者から住宅に関する問い合わせがあった場合は、担当者が現地において状況を確認し、対応しているところであります。

いずれにいたしましても、入居者が安全で快適に暮らせるよう住宅を管理することは町の責務であり、令和元年度に策定している「八峰町営住宅長寿命化計画」において、計画的な修繕や改善等に取り組むこととしていることから、今後も、退居時の確認・検査を実施していくとともに、シックハウス対策を含む注意事項をまとめたマニュアル等を作成し、入居者に配布するなど、今後も居住者が安全で快適に暮らせるよう努めてまいります。

次に、持続可能な中山間地農業についてであります。

中山間地を耕作する人を励ますような国のきめ細かな補助事業については、農林水産省において、多面的機能支払交付金制度や鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積及び集約化の促進などを行いながら、荒廃農地の発生防止等に取り組んでおります。

町としましても、同事業の活用を進めており、多面的機能支払交付金事業は町内23の組織が活用しているほか、中山間地域直接支払制度は2つの組織が活用するなど、これまでも農地の保全に取り組んでいるところであります。

また、農地中間管理事業につきましては、田中野田地区と沼田田中地区において、圃場整備事業を進めているほか、大槻野地区におきましても、整備に向けた調査を行っているところであります。

さらに、東八森地区においては、圃場整備事業に関する意向調査を行ったところであり、今後、説明会等を開催し、圃場整備事業の実現に向けた取り組みを進めることとしております。

加えて、国が進める地域計画の策定に当たり、地域での話し合いを行い、10年後、誰がどの農地を耕作するか色分けした目標地図を作成し、農地の保全に努めることとしております。

一方で、「地域おこし協力隊」については、農業の後継者として、就農に必要な研修を受けながら協力隊として活動している事例がありますので、今後、こうした情報を収集し、その活用について検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

本町の学校給食費は、学校給食法の趣旨を踏まえた上で、町の財政状況を考慮し、平成27年度から半額免除を実施しており、子育て支援施策として保護者の経済的負担の軽減が図られているものと捉えております。

学校給食の無償化につきましては、学校給食費の在り方について、国が抜本的に整理した上で、国の責任において財政を含めた具体的な施策を示すべきと考えておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

長期休業中の放課後児童クラブの運営は、開設時間の延長に伴い、支援員の職務負担が通常よりも多くなります。これに昼食が加わりますと、提供の仕方にもよりますが、弁当の収受、注文、代金支払い、児童への配布、食事後の片付け等、新たな業務が追加されると考えられます。

また、職員は現状でさえ、ぎりぎり確保して事業を実施していますので、昼食につきましては、従来どおり、ご家庭で準備していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目について何点か質問いたします。

町の職員の方がいろいろこう説明してるという、こういう話がありました。そして検査を確認をしていくということで。ただですね、まあ住宅の、公営住宅ではありますけれども、やっぱり大家さんは町なんですよ。だから気持ちよくやはりこの引き渡す、入居者に気持ちよく入ってもらうためには、やはり、せめて玄関をきれいにしておくとか、くもの巣が張って非常に気持ち悪かったという話もあります。そういう引き渡す時期にですね、気持ちよく入ってもらう。そしてここでゆっくり生活してくださいという、こういう提供の仕方が普通ではないでしょうか。で、まあ説明書、給水等の説明とかこう紙に、これ読んでおいてっていうことだけで、部屋の中を全部説明したわけでもなく、で、換気のことには一切説明もなく、そして換気のスイッチを入れておかなければならないんだけど、そのスイッチの作動がどこにあるのか入居者は分からない。で、まあ一緒に行ってみて、これでないの、これがそうでないのって、職員と相談しながら、

ああ、これだねっていうことで初めて入ってから二、三か月してからそれに気がついたという、こういう状況であります。ですからですね、ここら辺の職員に徹底したやはり安全、そしてこれをやらない、換気をしなかったら非常に命に関わるほどの危険なことが起きるんだよということを、やはりはっきり説明しなければならないと思います。で、換気扇が動いたということで、開けてみたらもう全然動きません。押し入れの布団はもうカビだらけになって、もう２枚の布団は捨てなくちゃいけないということですから、そこも稼働していなかったのも、換気をこう開けようと、普通こう開け閉めがこうあるんですけれども、それはもう動かない状態になってます。で、すぐ業者に来てもらったんですけれども、こういうの初めて見たということで、こういう状態ではですね安心して暮らすことができないですよ。

で、私はこのことに関していろいろ調べてみました。で、公営住宅に関するこのシックハウス症候群の論文について、お医者さんが詳しく書いた例もあります。公営住宅入居者に当たっての留意点ということで、事業者は対象者に十分に説明をしなければならない。公営住宅に入所した後で、これお医者さんの方ですので、健康が悪化した場合にはできるだけ速やかにその事業主体に伝えて、住まい方を改善すること。症状が回復するまで見込みのない場合は撤去の措置をすること、ということに、まあお医者さんの立場からこういうふうなことに言われてます。そして、シックハウス症候群のため継続的な協力を築くことが、地域の人たちは、ここは大きいところは団地とかは、地域衛生主幹部局という衛生の担当課があると思うんですけれども、この場合、町の方では、こういう公営住宅に関する衛生の管理というのは建築課、全てがこれが賄われております。こういうことが現に発生しているということを鑑みた上ですね、検査の確認をしていく。そして今後、職員に対してどういう教育をしていくのか、いま一度ご返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

退去後、入居まで期間が空いた際は、担当者が入居前に入居者と内覧を行ったりして、どういう状況か住宅に入る人に確認してもらいながら、この住宅でいいなというふうなことで入居の手続きに入るようにしております。ただ、期間が空いてしまうと、どうしても汚れが出るとは思いますので、そういった際は、ハウスクリーニング等を委託しながら住宅の清掃等には努めているつもりです。

あと、説明はその時行っていますけども、どうしても聞き逃すとか、説明することがいっぱいあればどうしても分からないことが多いかと思いますので、これからはシックハウス対策を含む注意事項をまとめたマニュアル等を作成して、入居者の方に配布して気をつけていただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、職員にどういう指導をしているのかということを伺いたいんです。で、今後、シックハウス対策について検査とかするということですが、どういうふうな検査をして、職員はどのようにマニュアルができているのか、その辺について伺ってます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

シックハウス対策というのは、換気が一番だというふうに私は認識しております。ですから、換気システムももちろんのことですけども、要は窓を開けて換気をするというふうなことが一番まずシックハウス対策には有効ではないかなと思ってますので、そういったことを含めたマニュアルを作成して、今後は入居者の方に配布していきたいと、そういうふうに職員の方には指導しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 違うんですよ。24時間換気してなければならないという、こういうことになってるんですよ。換気してるかどうかを常に検査しなければならない。窓を開けてやりなさいということじゃないんですよ、気密住宅は。換気機能が十分に發揮しているのかどうなのか。その辺は本当に、こういう事例があるってということで怒りを覚えます。こういうことを徹底して職員が分かっているのかどうなのか。そしてですね、3年ごとに職員はやはり変わります。その時に職員が対応が違うということも言われております。で、その職員によって、お金がないからなとか、いやあ分からないなというふうな感じで対応されては困るんです。本当にこのことによって24時間換気しなければならない気密住宅について、職員が徹底して、そして専門的な知識を持っているのか。建築科卒業した人とか、そういう免許を持った人が建築の中で対応しているのかどうなのかについて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

換気システムがある住宅はありますけども、24時間換気システムということで常に回っているとは思いますが。ただ、入居者がどうしてもスイッチを止めたりすれば回らないような場合も考えられますので、どれくらいの頻度で住宅の方に確認するかというのもあると思いますけども、とりあえずは入居者の管理にお任せする。町としてはスイッチはここにありますから、換気システムはここで動きますからという説明はさせていただきます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 2年に1回、そのフィルターを取り替えるとか、それから動いてるかどうかを調べるとか、まあ入った業者の人から見てもらった結果はですね、うちら言ってくれば、まあお金はかかるけどもいくらでも定期的に調べて歩くけどなっていうふうな、こういうことも言われております。で、現にですねフィルターの換気が洗って入れたにしても、自分たちで手入れしたにしても赤ランプが点いたままになっている。こういうこともありますので、もしこれが怠ったらですね大変なことになるということは、職員も、それから入居者も自覚していかなければならないんですが、やはりフィルターの点検とかそういうことにも力を入れて、それで長く入ってる人たちはもう職員が検査する方法がありませんので、長く入っている住宅の入居者についてはアンケートを行って、不備なところがないか、こういうこともやっていかななくてはならないのではないのでしょうか。入居して間もなく台所のサッシが開かなくて、開かないんだといって、もうあまり聞いてくれなかった。町長の方から職員に対しても、お金がないから、お金がないからということがかなり頻繁に言われてるようで、お金がないからということもこの時も言われたそうです。こういうことに対して、町長どのように思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まあ私、いろんな場面で言ってますけども、いずれ町の財政というのは非常に厳しい状況だということは常に私言っておりますので、そういったところを含めて、職員はですね現地においてそういった説明をしているんだろうというふうに思っております。

ただ一方でですね、何か不具合があったら町の職員に連絡していただければ、しっかりと対応しているというふうに私も聞いておりますし、それが公営住宅を管理する町の責務だというふうに思っているところでございますので、今後ともですね、その入居者

に対しては、何かあれば気兼ねなく町に相談していただくよう、引き続き周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 検査確認をされると言われましたので、具体的にどのような検査をどういう形でやっていくのか。その点について明確な答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 住宅の検査についてですけれども、住宅の検査は、退去時に外観及びリビング等居住室やトイレ、洗面所、玄関等の床、壁、天井、建具等が破損していないか等を目視で確認検査しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 定期的に行うということですか。入居の入れ替えの時に行うということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 入居者が退去した時に、退去検査として行うものです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 長期に入ってる人たちの換気の機能についての検査する意思はないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 長期に入ってる人方の換気の検査ということですが、基本的に換気のフィルターとかの清掃は入居者の方にお任しておりますので、町の方で住宅の方に行って検査するということは考えておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） フィルターも私も見せてもらいましたが、そんなに高価なものではないと思います。ただですね、それが正確に動いてるのかどうなのか。そして、全体の入ってる高気密住宅の人たちが、それをどのように利用しているのかっていうことの検査は、これはやる必要があると思います。まあこの答弁で、すぐやりますということはちょっと言えないと思いますけれども、是非ですね、もしこれが怠ったら大変なことになる。そして現在入ってる人たちに不備なところがないか。まあフィルターはこ

ういうメーカーで、こういうものが必要ですということを教えながら、まあ自分で買うんだったら買ってほしい。ただですね、やっぱりそれがあってもですね、この人たちが入る前の入居者は、もう換気を使ってなかったんです、全然。で、もう蓋もびっちり閉めて、のりか何かでもうくっつけて開かないようにして、それで電気代ももったいないから換気をしないようにスイッチを消していたと、こういう例があります。こういうことの後、こういうことは住宅の老朽化にも繋がっていきます。それでやはりサッシが開かなくなっている状況。こういうことを考えますとですね、やはり定期的にどうなっているのか検査をする。住居者だけの責任ではなくて、町としてもこれを行っていく。こういうことについて、今すぐ私が質問したから「はい、やります」とは言えない状況だと思いますけれども、是非このことについて検討していただきたい。これをお願いいたします。

以上で、この質問は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 次の質問についてどうぞ。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 学校給食についての教育長の答弁がありました。確かに国の方では、今、いろんな子ども応援、そして食育ということで、これが国の方で行うかもしれないということのトップの人たちの発言もあって、これを様子を見ている自治体があるということは私も承知しております。しかしですね、これは一刻も早くやるべきことが、やらなくちゃいけないという信念のもとですね、やはり様子を見るのではなくて、自分たちの自治体の子どもには一刻も早く学校給食を無償化にして、そして食育を強化していく。そして子育て支援の世代にも応援していく。こういうことが必要ではないかと思うんです。国の様子を見るだけではなくて、町の子どもとして必要なことではないかと思うんですが、いま一度教育長の考えをお知らせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食に関しての教育部分に関しては、現場で適切に行われていると思います。あと、我が町、先ほど答弁にもお話しましたが、この財政難の中で半額補助、全県的には３つの市町村しかありません。で、残りの１３市町村は、まだ半額補助までも行っていないということで、全県的にも八峰町、支援を頑張ってるのかなと思っております。ですから、今後も現状を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 平成27年に我々も入ってたんですけれども、給食のこと大変審議して議論しました。で、半額負担ということ、町が負担するっていうことで、これも画期的なことでありました。しかしですね、これ小坂町も行ってたんですけれども、小坂町も全額無料の措置を取ってます。こういうことからしてですね、給食は食育である。そして700万円、あと、お金がない、お金がないって言われますけれども、まあ700万円の支出で子どもたちが安心して給食費を無料化、で、安心して暮らせる、こういうことがとられると思うんですけれども、町長、この700万円についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） その700万円についてはちょっとあれですけれども、いずれ私の考えはですね、その自治体間であんまりこう差があるっていうのはよくないなと思ってますんで、昔から私、これは国の責任でやるべきだというふうに私答弁していると思います。そういった意味もありましてですね、これにつきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、現状しっかりと支援しているというふうに私は認識しておりますので、無償化するという考えはございません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ国の様子を見る、国がやるべきだということですので、国の今後の動向、そしてこれをやられるような政党を選んでいかなければならないと思います。

学童保育についてなんですけれども、問題は非常に難しいということは分かっています。非常に難しいんですけれども、ただやはり私の考えとしては、1週間に2回か1回でもいいですので、子どもたちに、今のそのランチルームの在り方は非常に難しいんですけれども、コミセンとか、それから地域の人たちの協力で子ども食堂的なものをできないかどうか。そして、それを支援するための職員が非常に忙しいということも分かります。非常勤の人たちもいますし。学童保育の職員の正規職員の補助というか、それが今、国の方でも打ち出されて、2人配置できるようなそういう措置も取られています。これは詳しい制度を見ないと分からないんですけれども、いずれこういうことでも学童保育の

必要性、そしてこれを働くお母さんたちを応援するという、保護者を応援するという意味でも、町としても一つ努力をしていかないかなというふうな質問です。これは地域の人たちの繋がりもあって、これを学童で行うということだけでは難しいので、今後の課題として考えなくちゃいけないというのは分かってますけれども、ただですね、前々から思ってたんですけれども、学童の利用料が1人2,000円で、おやつもない、何もない。一緒に入ってる兄弟は1,000円ですけれども、こういうことから考えてですね、まあ三種は500円ですけれども、何らかのその食事的な、おやつ的なものを出せる金額ではないかなと思うんです。この2,000円と、それから半額の1,000円、これについてもっと利用価値を高めていく、こういうことについて、教育長、考えがありませんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど月額2,000円で、2人目1,000円と話されましたが、他市町村の状況を確認したら、藤里町、能代市も2,000円と1,000円ということで、我が町も同じ状況で今対応しているところであります。

あと、おやつ等につきましても、まず現状維持が精いっぱいなのかなということは私は思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 能代市の場合は運営体がいいろいろありまして、何か所かに分かれて民間でやってるんですけれども、八峰町の場合は学校を使ってやってると。で、能代市の場合は、まあうちの孫も入ってましたけれども、おやつ代がほかに取られます。でも、もうこれ、これでもかというくらいおやつが出て、あと要らないって言われるくらい本当に子どもたちにはいろんな行事を行わせて、それでおやつもたくさん出てました。そういうことを考えるとですね、2,000円のその藤里の状況もちょっとあまりよく、私、能代市のことしか知らないんですけれども、こういうことを考えた場合、何らかの補食的なものを与えられるのではないかな。そして補食的なものを与えるとしたら若干料金を高くしてみるということも考えられるのではないかなと思うんですが、時間が長いですよ、朝7時半から子どもは玄関開くのを待ってます。で、仕事を終えてから6時まで。この間っていうのは非常に長い期間、やっぱり担当の職員も大変だと思うんですけ

れども、そういうことを考えた場合にですね、町でもこれを見過ごすわけにはいかないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、おやつのために利用料を上げるということは考えておりません。

あと、じゃあ2,000円の中でおやつ提供可能なのかどうかということは、これからまたいろいろ情報を集めながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 2,000円の範囲内でできるかどうか検討するということですが、やはり平日の放課後とは、やっぱり長期の休みはちょっと違うんですよね、形態が。朝早く7時半から開くのを、まあ7時半も、最近7時半からにしてくれっていうことでお願いして7時半になったんですけれども、でないと仕事に行けないからということです。で、ちょっと平日の放課後とはまた違いますので、この点を考慮していただいて何らかの措置を取っていただければなと思います。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

これについての答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 3番目の質問に対する再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 残り時間も少なくなりましたが、やっぱり中山間地農業の恩恵が耕作してる人たちに行き渡るような、目に見えたやっぱり対策が必要ではないかと思います。本当にこのままだとね、中山間地の農業なくなってしまう。本当に考えてみれば、もう五、六年というのは、80過ぎの、80半ばの高齢者から言われたんですけれども、もう本当に70後半の人たちが、後半、後期高齢の人たちが80過ぎまで農業をやって、八十二、三過ぎればもうできない。これがもう目の前に差し迫ってきている。こういう現状であります。で、この人たちを応援するために対策を、目に見えた対策がないと、もうやりがいがない、馬鹿くさいっていうことになってきます。

で、私は、町長も前向きに地域協力隊の答弁がありましたけれども、是非ですね、この地域協力隊を本当にできるだけ多く、こういう中山間地または荒れたその例えば源助山みたいなところ開発すれば、何とか景観がよくて、いい田んぼができる。こういうところが町内の中にあるのではないかと思うんです。そういうところに地域協力隊を派遣して、それで高齢者とともに、できれば産直にでも出せるような野菜を提供する。今の

そのぶりこは何もないという話がよく聞かれます。で、野菜も何にもありません。山菜少しある程度で。やはり土地がないわけではない。土地は一杯あります。で、耕す意欲がもう高齢者でなくなっている。こういうのが現状であります。

そして、今、高齢者が50%、これからどんどん増えていきますけれども、その人たちが生きがいを求めるのに、今までの生きがいデイサービスとか生きがい何とかというのは、もうこれからは通用しないという専門家の話があります。まず室内で足を動かすのは認知症の予防には繋がらない。やはり地面を歩いて、それから生きがいのある畑を耕して、それで低山と言われるようなところを登ったり下りたり、そういうことがいつまで元気な高齢者に繋がるということを私はたまたま専門の医師が話しているのを聞きました。正にそのとおりだと思うんです。本当に至れり尽くせりの予防対策ではなくて、生きがいのあるその高齢者が、今の荒廃したその農地をなるべく早くもう回復しないと、もう畑づくり分かりません。実際私も75になりますけれども、畑づくりの作り方が85歳台の人から教えてもらわないと、もうここで途絶えてしまいます。そういう対策もですね町で考えながら、地域協力隊と一緒に耕作放棄地をなくす、こういう対策が必要ではないかと思うんですけれども、町長、いま一度その地域協力隊について、まあ事例があるという、まあ共産党も地域協力隊を10倍くらいに増やせっていうふうなそういうことも言ってます。ですから、そういう点について、町長もう一度考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁したところでございますけれども、いずれほかの地域ではですね、この地域おこし協力隊を使いながら、その就農に必要な研修を受けるといった取り組みがあるというふうに私も聞いているところでございますので、いずれこういういった情報をですね、しっかりと収集しながら、この八峰町においてそれが活用できるのかどうか、そういったところも含めてですね検討してまいりたいなというふうに思っております。

そしてまた、先ほど来、中山間地の農業の話をしているところでございますけれども、八峰町、やはり圃場整備がかなり遅れているんだなというところがございます。今、峰浜地区において、沼田、田中地区、あるいは今後、大槻野地区においても圃場整備事業を実施していくこととなっておりますけれども、旧八森地区においてはかなり遅れているなというふうに私は捉えております。これがやはり原因となって、やはりこう就農者、

あるいは農家さんがかなり減っていったのかなというところもございます。ただ一方で、やはり沢地形部になりますとなかなかその圃場整備を持っていくのはなかなか難しいといった現状もありますので、例えば全国的に見ますと、棚田というものを整備して米自体に付加価値をつけるとか、そういった取り組みも行いながら、やはりその収入を多くしていく、そういった取り組みも見られますので、そういった様々なですね状況をトータルして考えながら、今後の取り組みをしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、残り 2 分です。2 分内で収めてください。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 復旧の目処は、来年度の田植えの状況できるんでしょうか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

復旧の目処につきましては、現在、随時発注を行っておりますが、目処と言われますと、全ての、町内全てですか。につきましては……。

○8 番（見上政子さん） 中山間地。

○議長（皆川鉄也君） 全部、中山間地ですよ。

○農林水産課長（堀内和人君） はい。まず随時発注を行いながら復旧に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間になりましたので……ああ、申し訳ない。ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 最後ですね。もう本当に農業を続けるかどうかが近々に迫ります。で、農業をやれる人が次の時代に受け継いでいかなければなりません。その受け継ぎが早くやらないと、畑もそうですけれども、これを早めに希望のある農業にしていかないと、もう継ぐ人がいなくなります。こういうことをよく検討していただいて、農業政策に当町は携わっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで時間になりましたので、8 番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休 憩

.....

午前 11 時 40 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番議員の一般質問を許します。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 6 番、通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、持続可能なまちづくりについてお尋ねいたします。

堀内町政誕生から間もなく折り返しを迎えようとしております。町長という激務を淡々とこなしている若さには感服いたしております。

平成の大合併において 2 町村が合併し、持続可能なまちづくりを掲げ、今日を迎えております。人口減少が進む中、広域の事業負担、町施設の維持管理等々、町の財政の状況は一層の厳しさを増すものと考えます。

その中において、持続可能なまちづくりに向けての将来像をどのように思い描いているのか。どう堀内カラーを打ち出していくのか尋ねるものであります。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

昨年の大雨被害、大変な状況でありました。河川や護岸決壊など、農地の復旧には相当の時間を要する災害であります。その後の復興工事はどの程度進んでいるのか尋ねるものであります。

浜田地域の渇水期における水田の水不足は、地元農業者を相も変わらず苦しめております。その浜田水田の一角にサーモンの中間育成の企業が進出し、今盛んに工事がなされておりますが、企業の進出は町にとっても願ってもないことであります。ある農家の男性は、泊川の水源利用であることから、であるならば長年苦しめられている我々農業者にも、水不足の解決策を示してもらいたい、切実に話しておりました。今こその課題に真剣に取り組むことが必要ではないでしょうか。町長の決意を期待するものであります。

次に、漁業振興についてお尋ねいたします。

育てる漁業振興のため、岩館分港沖の消波堤延伸工事については、予算獲得のために要望活動が積極的になされてきました。先月の県山本振興局との意見交換をなされた際にも、早期完成に向け要望されており、県では 2014 年の完了を目指していると述べて

おります。

この海域の海底調査自体、どう分析しているのでしょうか。漁業者に聞くと、皆開口一番、砂ならまだしもヘドロが堆積がすごいことになっている。今までアワビがいた場所も海藻もなく、全くいないと話しております。今さら私がこの事業に異論を唱えたところだと、こうお思いでしょうか、これだけ住民の不安というものがあることを耳にした以上は、私は公の場での議論というのは必要だろうと、このように考えます。この自体、実態をどう分析・把握しているのか尋ねるものであります。

次に、観光振興についてであります。御所の台エリアの再構築構想についてはどこまで進んでいるのか。どのように進めていくつもりなのか尋ねるものであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後 1 時より再開し、当局の答弁をお願いいたします。

午前 11 時 46 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきの 6 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 答弁に先立ちまして、先ほどご質問の中で菊地議員から過大な評価をしていただきました。心から感謝を申し上げます。私の残りの任期、約 2 年となりましたけれども、初心を忘れず、町政発展に全力で取り組んでまいりますので、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、答弁に入ります。

菊地議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「持続可能なまちづくりについて」であります。

町の財政状況については、経常収支比率が平成 28 年度以降、90%を超える状況が続いているほか、実質単年度収支は、令和元年度以降、令和 3 年度を除き赤字となっており、財政調整基金の取り崩しに依存した運営が常態化しております。

議員ご承知のとおり、高い経常収支比率は、政策的な経費に充当できる一般財源に余裕がないということであり、まずは財政基盤を安定させる必要があることから、今年度から、企画財政課から財政部門を切り離し、単独で財政課を設置し、財政の健全化に集

中的に取り組んでいるところであります。

また、効率的な財政運営に努めるには、行政と民間が連携し、民間資金を活用する手法を取り入れることも必要であると考え、旧峰浜庁舎跡地に設置している定住促進住宅においては、この手法を取り入れて進めております。

さらに、洋上風力関係においては、本町沖の発電事業者である「合同会社八峰能代沖洋上風力」と地域貢献策について協議しているほか、今後は、「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議」においても、大手商社と連携した取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

一方、持続可能なまちづくりにつきましては、財政の健全化と併せ、人口減少をはじめとする諸課題の克服や産業の発展と成長が重要であると捉えており、とりわけ、町の基幹産業である「農林水産業の発展なくして、町の発展はない」ものと考えております。

このため、町の農水産物の販路拡大は不可欠であり、国内のみならず海外展開も視野に入れた取り組みを進めるほか、農林水産業全般において、担い手の確保や所得の向上を目指す取り組みが重要であることから、農産物のブランド化やサーモン等の養殖事業を一層強化し、儲かる農林水産業を進めながら持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

はじめに、昨年の豪雨災害からの農地の復旧状況についてであります。大雨により被災した農地の災害査定箇所は60件あり、それを14工区に分けて順次発注しているところであります。

また、8月末時点における進捗状況は、完成が2か所、施工中が4か所であり、残りの8か所については未着手の状況となっております。

こうした状況は受注業者の技術者不足等が主な要因と考えますが、町としましては、引き続き県や地元建設業協会等と情報共有を行いながら、早期復旧に向けて取り組みを加速してまいります。

次に、浜田地区の水田の水不足対策であります。

当該地区における水田への用水の供給源は、本館頭首工及び沢水であります。昨年の豪雨災害により幹線水路が被災していることから、今年はこれまで以上に水量が不足している状況にあります。

一方で、サーモン養殖に要する用水は、泊川下流の代頭頭首工の水を利用しておりま

すが、これまで当該頭首工を利用していた水田は全てサーモン養殖の用地となっていることから、浜田地区の水田に対し、直接の影響はないものと考えております。

しかしながら、浜田地区全体における水田の水不足は認識していることから、圃場整備事業を含めた抜本的な対策を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、岩館分港沖の防波堤延伸工事についてであります。

当該事業の実施主体である県によりますと、既存の防波堤の背後や延伸を予定している消波堤の周辺、漂砂の要因と想定される小入川河口の砂州など、7地点において、採泥採取と分析及び水中ドローンを活用した海底調査を行っていると考えております。

中間報告では、北防波堤の背後に堆積土を確認し採取を行っておりますが、今回延伸する沖防波堤においては、堆積土を確認していないほか、水中ドローンの撮影においてもヘドロがないと考えております。

このため、堤防の延伸により環境が悪化することは現時点において考えておりませんが、引き続き、事業実施主体である県と連絡調整を行ってまいります。

次に、「御所の台エリアの再構築構想」についてであります。

本構想については、議員の皆様は昨年5月の議会全員協議会において、エリア全体の将来イメージ図をお示ししたところでありますが、本構想の将来像は、白神山地の豊かな恵みを生かした交流ターミナルの創出を目指すとしており、ハタハタ館を中心に、あきた白神駅やあきた白神体験センターなどの既存観光交流施設の有効活用に加えて、民間企業のタイアップによる新たな開発事業との連携により、地域の産業振興や地域活性化を図りながら、多様なニーズに対応していく内容となっております。

また、本構想における具体的な動きにつきましては、御所の台エリアの魅力を最大限生かした事業推進を図るため、重要となってくるタイアップ企業への情報共有を最優先で行っているところであり、今年5月に開催された「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議」の場において、本構想の推進に関して、観光の再開発等に精通した専門家を紹介してほしいとお願いしたところであります。

その後、当町沖の洋上風力発電事業者でありますエネオス・リニューアブルエナジー社や関連商社、地元金融機関などから問い合わせをいただき、各社に対して町としての考えをお伝えし、現地を確認していただくなど、更なる構想の進展に向けて取り組んでおります。

具体的には、もう少し時間を要すると思いますが、引き続き北東北を代表する観光拠

点を目指し、私自身アンテナを高く張りつつ、各方面の関係者に働きかけながら事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、再質問ありませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 最初の質問でありますけれども、昨年12月にもですね、私、財政絡みでこの種の質問をしてるんですね。これは予算を策定に向けての議会でありましたので質問しました。同じように大変厳しい財政状況は指摘されまして、今後どうするのかと思った時、省庁再編あった時にですね、財政課、新たに分離するということで、私はこれ本当に覚悟がうかがえると、このように思いました。企画政策、今、財政も含めてでありましたが、今後はですね企画政策名のもとに、正に企画立案、思い切ったアイデアをどんどん出していただいて、そして財政課はそれを資金管理をお願いしたいということでもありますので、是非ともそういう方向で頑張ってもらいたいと思います。財調関連で今後の5年間、シミュレーションを出していることを伺いましたので、できましたらそれを示していただきたい、このように思います。

人口減少という中での様々な対策ですので、まず英断をもって頑張ってもらいたい。いま一度どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁の中でも少し触れましたけれども、この4月から組織改編ということで財政課を単独課といたしました。実は私、町長になってからずっと思ったのが、やはり企画財政課であると課長が予算を要求する、そしてまた査定をするということで、同じ人が同じことを、違うことをやんなきゃいけないというような状況を何とか改善したいというふうな思いもありました。そしてまた、先ほど議員からもありましたとおり、かなり財調に依存した財政が続いておりましたので、これを脱却しなきゃいけないという思いもありまして、このたび財政課を単独で作ったところでございます。

いずれ、私、様々な場面で言っておりますけれども、この財政状況を健全化させないですね、新たな政策も打てないと。ご質問の中でありました堀内カラーを出せないというようなところもありますので、引き続きですね財政状況、厳しい状況でありますけれども、しっかりと健全化に向けて取り組みながら、私の色をしっかりと出していききたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、再質問ありませんか。

○6番（菊地 薫君） 1番終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続いて2番目の質問について再質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 大雨の状況、災害は今伺いました。これまあ突然の災害で、このような状況を鑑みればですね、まあ何をしているんだとも、これとも言えないような状況ですので、引き続きそれを頑張っていたきたい、このように思います。

そして、その次のですねサーモン養殖企業、町内に進出した。浜田地区の水不足ですが、これ私も長いこと議員やっていますが、昔からの課題で解決できないでいる。地域の耕作者にすれば、まあ本館地域の余り水をもって俺たち田んぼ作ってるんだと、こういう言い方もするんですね。そういう状況の中で今、今日あるわけですが、やはり従来どおり検討しているとは今答弁されましたけれども、やはり人が変わる、体制が変わる、なってくればですね、もちろん県であれどこであれ相手も国も変わっていきます。やはり改めてまたね力を入れて活動しないと、同じように私たちも見てしまいますよ。何してるんだということ。それはやはり地域のね農業者の声聞けば切実なんですよ。そういうことで、いま一度ですね、この解決策に向かってですね取り組みを加速していただきたい。

町長のこれお膝元ですよ、浜田。八森地域に議員もいないんです。私ども地域の課題を町行政に届ける使命を持ってるんだけど、浜田の方々にすれば、まあ誰でも要望はできますけどね、なかなかやはり気軽に、地域の議員がいないことでなかなか言いにくい、届けにくいという面もありますので、どうかその点ひとつ。我が地域の何としてもやり遂げなければならないという決意をもって頑張っていたきたい。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に私の地元でございますけれども、やはりですね抜本的な改修ということを考えますと、やはり圃場整備が何としても必要だと私は思っております。圃場整備というのは単純に区画を拡大するだけではなく、やはり用排水路のコンクリートフリームを入れたり、あるいは当然ながら水源の確保、これがしっかりと考えられた上で整備するものですから、例えば今回のように浜田地区においては水が足りないよねとなれば、圃場整備事業として、じゃあため池を造りましょうとか、あるいは頭首工を造って安定的な水の供給をやりましょうと、そういったことが可能となりますので、そしてまた浜田地区は比較的平面、あまり段差がないといえますか、そういった地形で

ございますので、かなり工事はしやすいんだらうというふうに私は捉えております。したがって、既にですね地域の方にアンケート調査を行って、圃場整備の賛成、あるいは不安があるのであればどういったことがあるのか、そういった調査を既に行っているところでございますので、こういった調査をですね、しっかりと取りまとめた上で、是非とも圃場整備事業実現に向けてですね取り組んでいきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ありませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） その圃場整備がなかなかできない。そこまでこぎつけられない。同意がなかなか一本にならないという課題なんですよ、これ。従来から。まあそれ無理難題を私が伺っているということになるんだけど、その部分を何とかして解決に持っていく方向性をつける、そういうことを希望するんです。そういうことで何とかひとつ頑張っていたきたい。

今、その地域活性なるんですが、ひとたび足が降ればですね、逆に今度水はけが悪い。結構あの細い川、新川あたりあるんだけど、丁字路にぶつかって跳ね返るんです、水が。もうちょっとRでもつけてね、やはり流れをよくすれば、そうでもないと思うんだけど、まあそれただ一点、私、考えとして申し述べておきます。

それと、もう一点、ひとつ非常に気になるものがありまして、サーモン養殖の中間育成の業者であります。まあ先ほど述べたように大変企業として町に来てくれる、ありがたいことであります。

実はですね、私、商売柄いろんなお客さんを相手にするんですが、茨城の常陸から溪流釣りに来ます。魚釣り。先だって来たんですよ。その方々もう十何年来てます。先なんて人は40年来てると言ってます。ほとんど青森県側でやってるんですね。それで、いやあ魚何もいねなくなったって言うんですよ。そうしたら、まあ伺ったところ、実は日本ファームさんのあそこは大峰川、白神川か、2 か所あります。その上流にいくと全く魚がいない。どういうことなんだということで聞きましたら、まずその周辺で臭いがする。まずね。これまた又聞きして私しゃべるんだから、そういう思いでまず聞いてください。ですから、いやあ、その企業、今、町に来るんであれば大変でしょうという思いで私もずっと伺いました。そうして、私、松神というところに個人的に知り合いいるもんで電話したら、いやあ初耳だなと、何もそういう話聞いたことねえよと言うんですよ。おお、せばこれまた軽々にもものも言えないなと思ひまして、結局その排水はもう全く海岸近くの道路沿いのところですから、魚が遡上しないんですね、それによって。

だから上流に魚がないって言うんですよ。まあそういう経緯も伺いましたけど、実は昨日ですね、どうも気になって私、5時、まあ夕方行ったんですよ。手前の白神川は、今、災害あって工事もしましたから全くもって分からない状況でした。ただ排水は大量に流れてました。それで次の行ったその大峰川の橋に行ったら、何かぷーんと臭いするんですよ。その橋から50メートル、70メートル上流だと思います、排水口は。大量に流れてました。ただそこにいて、ずっと継続的に臭いがするのかなと思えばまたそうでもなくて、ただですね、こういう私が懸念を示すようなことが今、泊川で発生したと、もしもですよ、するとするならば、これ大変なことだなと思って、あえて今ここで私取り上げてるんだけど、まあ泊川、県管理ですから、なかなか町とも業者ともどこまで審議の過程にあるのかそれは分かりませんが、議会に示したあの進出に当たっての様々な資料あります。あれを見ると、排水浄化の機能もちゃんと説明してありました。確かにいいんです。それが新しいものなのか旧式なのか、従来のものなのか、それは分かりませんが、その部分をですね徹底的に強力に申し入れてほしい。これはやはりですね大変な問題ですよ。深浦町の方は民家ないんですよ、周辺に。泊川あのおりでしょう。もちろん排水が異常あれば、リーフにつくカキの問題も出てくる。漁業の問題も出てくる。そういうことでですね、それを徹底して、今聞いたことを。まず確認が大事だと思いますので、確認も含めて、そうでなくてもその部分は強力に進めてほしい。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今、議員からご指摘のありました事項につきましては、しっかりと私の方から日本サーモンファームさんにお伝えしたいと思います。

ただですね、私ちょっと出なかったんですけども、サーモンファームさんが浜田地区の住民に対して説明会を行っております。確かですね、その中でもその臭いに対する不安は確か意見として出てたと思いますので、そういったところも含めて多分サーモンファームさんはやってくれると思いますけども、改めまして町としてもそうした意見をですね相手方に対して言っていきたいと思います。

そして1点、泊川、先ほど議員の方から県管理というお話がありましたけども、普通河川で町で管理しております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 次の静穏域の防波堤の建設でありますけれども、私、こういう質

問をしてですね、町、特に町長は大変困ったと思うんです。今さらね、このような課題といえますか、うん、どうすんだということを町長に申し上げてみたところで、大変失礼だけど、この事業がもうね県で行う、14年度にこれを完成させるという、そこまで明言してる中で、後退させるようなことをですね私言いたくない、なかったんです。ただ、先ほど浜田のような問題で、漁業者から、あそこは非常に昔からアワビのとれるところだったそうです。現在の200メートル離岸堤が造った段階から現在のようになってるんですよ。だからこの次の離岸堤を造っても何ともないという、町長述べたけども、調査の過程もあるでしょうけども、そういうことは私はならないと、マイナスにならなくてもプラスにはならないと私は思ってます。目的がサーモン養殖であれ何であれね。あそこの今の離岸堤の内側半分以上なんですよ、聞いたところ。それが砂、ヘドロ状態。そこに海藻も一つもない。アワビいるわけじゃないですよ。そっから沖合に離岸堤までの間にサーモン養殖をやろうとしてる。これから延伸するところにやろうとしてるんでありましようけれども、この事業がね失敗すると大変なこと私なると思うんです。そういう思いであえて私、今回挙げたわけですが、実態というものをどの程度把握しているかということをおね、私伺いたい。住民がこれを大変だ、困ったなど言いながら、どこに声を上げることもできないで黙ってるんであれば、私は議会に届けますよって。これは何としてもね住民の意見として残していただきたいというのが私の思いで、今、一般質問に立ってるんですよ。ですから、担当としてどこまで把握してるのか。その辺をまず私は確認したいんです。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁でもありましたとおり、まだ中間の報告までしか受けておりません。なので、詳しい報告はまだ調査結果上がってきておりませんので、今現状としましては町長の答弁にありましたとおり、ヘドロは確認されていないという状況しかまだ把握できておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ありますか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 県が調査するから公式なね、その調査資料が来てないっていう説明なんだけど、そうでなくて、担当課として足を運んで出向いて意見を伺って、いや、

こうであったのかくらいはあるでしょうよ。事務的な処理しかないでしょう、そういう話すれば。だから何でも縦割りでどんどんどん決められてくれば、一般住民からこうやって届かないんですよ。やはりその辺はね、やはりまあ役場の職員として住民の声を聞く際にどうであったかなくらいはね行って確認しないと。確認してください。私、何名も聞きましたよ。同じ答えですよ。それを県がどういう調査結果出してくるか。それは分かりません。もちろん来た際には、当然我々議会にも示してほしいし、その部分をまず約束していただいて。いいですか、どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私も先ほど答弁で、県の事業なんぞという答弁をしてしまいましたけれども、事業自体は県でございますけれども、もう我々としてもですね地元というところで、しっかりとですね、その情報を取りに行つて、議員の皆さんはもちろん、町民の皆様にですね、しっかりと示すことができるような形で出したいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） まず是非ですね、やっぱり住民の声に沿ったやはり動きというものを是非ともしていただきたいと思います。

それと、ハタハタ館周辺の開発でありますけれども、町長、様々な大きな民間の企業述べられました。そこまで話が届いているのかと、まあ思ってね、今ちょっと今、多少安堵したわけですが、ただでない事業だと思うんですよ、事業者から見て。まあ北東北の拠点を目指すような説明を町長されてますが、国道であっても幹線でもない。ローカル国道ですよ。そこに集客する。やはり確かににぎわいは創出したいけれども、身の丈に合ったね、そういう状況が当然出てくると思うんですよ。無理難題。造ったのはいいが、あそこは遊んで何も死んでいる。それでは困るわけで、当然やはり核となる部分は道の駅化をするハタハタ館なんですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ハタハタ館に限らずですね、ちょっとエリア全体を私ちょっと考えているところでございますので、ちょっと一概にそのハタハタ館がメインでっていうことではございませんので、ご理解していただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 道の駅をハタハタ館に持ってくる、そういう状況の中で、まあここ数年、前町長からこう動きがあったわけなんです。それが堀内さんがそれこそまたコンサルの計画を先延ばししても作り替えたという、そういう思いですが、そのとおりですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私が町長に就任してもうすぐに、もう事業が動いておりましたので、その中間報告といいますか、現時点の成果はこんなイメージしてますというような報告を受けました。その時ですね持ってきたのが、ハタハタ館をベースとしてコンビニを造って、あとはもう道の駅化にして終わりますみたいなそんな絵だったので、ちょっとこれでは、せっかく金をかけんののに、これで駄目になった道の駅が相当あってですね、私も県の道路課時代に道の駅の担当でしたけども、かなり失敗しているところも見てきておりますので、これでは駄目だということで工期を先延ばししてですね、やはりちょっと夢ある絵を描きたいというところで、去年の5月にお示ししたようなものを作ったところでございます。

いずれですね、そういったところもありまして少し形は変わってしまいましたけれども、それを実現するためにですね、今、いろんな事業者さんと協議しているところでございますので、具体的なところはもう少し待っていただければなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ありますか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 今の町長の答弁、まだまだ先のようでありますので。計画の資料見ますと4年間でということになってます。それは変わらないわけですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時31分 休 憩

.....

午後 1時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 4年というのはですね、事業着手から概ね4年ぐらいかかるだろうというところでございまして、まだ事業化してないところでございますから、今から

4年ではなくて、事業着手から4年というところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） そうなんです。それはそれでいいんですよ。今の段階で着手なんかできる状況ではないです。

それで、まああの周辺というのは、ハタハタ館がね核として動いてる集客の拠点ですよ。そしてやはりハタハタ館の運営自体、様々な状況というのはやはり常にテーブルに上がるし、危惧してるんです。町で大枚の指定管理料出しました。しかしながら、決算、今700万円しか出てないんですよ。そういう状況の中で今後それでいいのかなと思った際に、内部の飲食関係、あるいは仕出しといふかな、宴会関係含めて500万円くらい赤字なってます。レストラン部分のフル稼働というのが全くされない。観光客、あるいは道の駅、こっちに足を運んだ人は、昼飯どこで食おうかな。まあ行けば、そこさ行けば何とかなっぺって来るんですよ。どはちさんも火曜・水曜休み。ハタハタ館も火曜・水曜、レストランも休み。これはね大変なやはりお客さんに迷惑かけてますよ。ひとたび聞けば、人手不足ね。かけても人が来ない。それでね何年も経ったってしょうがないでしょう、これ。身近にやりとりするのが、ただ風呂に入る銭湯とは違うんだからね。飯を食えるところはやっぱり必要なの。夜遅くまでと言わないよ。夕方ぐらいに飯食えるまでやれないかなと思うんですよ。これハタハタ館の話を聞けば、町長が、いや社長でありながら、前、私断られたことあるけど。そういう状況は皆思ってますよ。何かその辺をね、やっぱり館に対するやはり社長として指示・指導。あのレストラン部分を例えば、あれだけの面積でなくて、当然厨房は上に上げるから必要ですよ。ただ、蕎麦なりラーメンなり何かね、一角をね民間でもいい、じゃあ誰来るって言わあじやって言うかもしれないけども、民間でもいい。テナント的にして飯くらい食わせる。蕎麦くらい食わせる。それくらいのやはり改善をしていかないと、魅力がないね。ホテル部門が好調だからって、そういう部分でないがしろにすれば駄目ですよ。どうですか、私の今、私の意見。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。私も、ここは町長として言いますけれども、しっかりとですね指定管理者であるハタハタの里観光事業株式会社の方には、そのことを伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） まあいろいろ申し上げましたけれども、やはり当然ですね、まあ南部からいけばポンポコ山周辺のあの開発はもちろん大事ですが、やはりどうしてもハタタ館を核としたあのエリアなと思いますので、来た人がですね少しでも満足するような、良かったなというぐらいのね施設運営をしていかないといけないと思いますので、以上を申し上げて質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（皆川鉄也君） これで6 番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会し、議案審議を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後 1 時 3 7 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11 番 山 本 優 人

